

下関市監査委員公表第10号
令和7年(2025年)5月14日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文
同 秋 森 和 也
同 戸 澤 昭 夫
同 井 川 典 子

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
保 健 部	豊田中央病院
農 林 水 産 振 興 部	市場流通課
観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	文化振興課
建 設 部	住宅政策課、公共建築課

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

保健部、農林水産振興部、観光スポーツ文化部、建設部
令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

保健部、農林水産振興部、観光スポーツ文化部、建設部

令和7年3月1日から令和7年4月30日まで

6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

保健部 豊田中央病院	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
農林水産振興部 市場流通課	
	[指摘事項] (1) 唐戸市場の市場使用料及び実費弁償金（電気料金、水道料金）の収入事務において、履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していないものが散見された。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。 (2) 行政財産の目的外使用許可に係る事務において、令和6年7月25日付けで唐戸市場屋上芝生広場の使用許可を発していたが、失念により歳入（市場使用料）の調定事務を行っておらず、令和6年8月20日に調定し、相手方に納付書を送付していた。 また、下関市行政財産使用料条例第3条第1項ただし書による延納の意思決定をしていないにもかかわらず、納期限を令和6年8月30日としていた。下関市会計規則等に基づき、適正に事務処理されたい。
	[意見] なし
観光スポーツ文化部 文化振興課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
建設部 住宅政策課	

	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
<p>建設部 公共建築課</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 資金前渡に係る金銭出納帳の記帳について、資金前渡金の収入金額及び支払金額が記入されていない事例が見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>

以上